

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

次期保健医療計画改定のポイント

今後見込まれる在宅医療需要増加に向け、地域の実情に応じた体制整備を進めるため、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付ける。

また、在宅医療における各職種の間機能・役割について明確にし、在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。

平時から在宅医療に係る連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

<在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日）より抜粋>

<在宅医療において積極的役割を担う医療機関>

自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。

また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

<在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項>

- 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

参考：機能強化型在宅療養支援病院一覧（令和5年12月1日現在）

番号	医療圏	医療機関名称	受理記号	(参考) 機能強化型在支診の施設数
1	東葛南部	医療法人社団平静会 大村病院	支援病1	55
2		医療法人社団睦会 いけだ病院	支援病2	
3		医療法人弘仁会 板倉病院	支援病2	
4		タムス浦安病院	支援病2	

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項	「機能強化型在宅療養支援病院」の施設基準
医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	なし (ただし、自院の患者を対象に24時間往診が可能な体制を確保し、かつ往診担当医は当直医と別となる。)
在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携している。 ・在宅療養移行加算を算定する診療所の往診体制及び連絡体制の構築に協力していることが望ましい。
臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	なし
災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の輸送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	なし
地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携している。 ・市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、在宅療養支援診療所以外の診療所及び介護保険施設と連携し、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院若しくは介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議に出席していることが望ましい。 ・在宅療養移行加算を算定する診療所の往診体制及び連絡体制の構築に協力していることが望ましい。
入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院において、緊急時に在宅で療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保している。 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受け入れを行う病床を常に確保していること及び在宅療養診療所等からの要請により患者の受け入れを行った実績が過去1年間で31件以上ある。（※） ※ ほかの2項目と合わせた3項目のうちいずれかを満たすことが要件。

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項と「機能強化型在宅療養支援病院」の施設基準は重複する部分が多い。

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」

- 他医療機関への診療支援や災害時のBCP計画等の策定支援を行う等、在宅療養支援診療所・病院の業務外の役割を担うことが期待されることから、通常の在宅療養支援診療所・病院ではマンパワーが不足してしまうことが想定される。
- 強化型在宅療養支援診療所・病院であれば、在宅医療に従事する常勤医師を多く確保しているため、積極的役割を担う医療機関としての業務への対応が期待できる。
- さらに、強化型在宅療養支援病院であれば、患者の病状が急変した際の病床を確保することが可能なことや、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項と施設基準の重複する部分が多く、業務への対応が期待できる。

➡ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について、機能強化型在宅療養支援病院を位置づけたい。但し、既に地域で運用されている取組や体制がある場合には、その継続を基本としたい。

※引き続き在宅医療提供の中心的役割を担っていただき、在宅療養に必要な連携を担う拠点となる市町村とも協力し、県内の在宅医療体制のけん引役になっていただきたい。

千葉県保健医療計画での記載案

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- 前記(1)から(4)※までに掲げる機能の確保を図るため、機能強化型在宅療養支援病院を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置づけます。※(1)退院支援、(2)日常の療養支援、(3)急変時の対応、(4)看取り
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」は、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関への支援にも努めながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の促進に県と連携して取り組みます。
- 但し、既に地域で運用されている取組や体制がある場合には、その継続を基本とします。
- なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととします。

災害時にも適切な医療を提供するための支援体制の確保

- 在宅医療を担う病院、診療所の業務継続計画(BCP)策定を促進するため、策定に必要な知識の習熟を支援します。

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の位置づけに関する説明会（R5.12.20開催）

説明会の主旨

- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について、機能強化型在宅療養支援病院を位置づけたい。但し、既に地域で運用されている取組や体制がある場合には、その継続を基本としたい。
- 引き続き在宅医療提供の中心的役割を担っていただき、在宅療養に必要な連携を担う拠点となる市町村とも協力し、県内の在宅医療体制のけん引役になっていただきたい。

在宅医療において積極的役割を担う医療機関に係る協議

在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることとされており、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

- 他医療機関への診療支援や災害時のBCP計画等の策定支援を行う等、在宅療養支援診療所・病院の業務外の役割を担うことが期待されることから、通常の在宅療養支援診療所・病院ではマンパワーが不足してしまうことが想定される。
- 強化型在宅療養支援診療所・病院であれば、在宅医療に従事する常勤医師を多く確保しているため、積極的役割を担う医療機関としての業務への対応が期待できる。
- さらに、強化型在宅療養支援病院であれば、患者の病状が急変した際の病床を確保することが可能なことや、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項と施設基準の重複する部分が多く、業務への対応が期待できる。

上記の理由から、機能強化型在宅療養支援病院を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として医療計画に位置付ける。

協議結果について

在宅医療において積極的役割を担う医療機関にかかる取り扱いや計画への記載案について、反対意見はなく、同意が得られたところである。